

◎ 東京都告示第三百十号

東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）第十二条第一項第四号ただし書の規定に基づき、知事が別に定める場合は、次のとおりとする。

令和七年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

令和七年東京都告示第三百九号において知事が指定する

区域に東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第十三条第五号に掲げる屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場合で、規則別表第二の十三の項中欄に定める禁止事項一から四までに抵触せず、かつ、同項下欄に定める広告物又は掲出物件の表示面積の範囲内であるとき。

附 則

この告示は、令和七年四月六日から施行する。

◎ 東京都告示第三百十一号

東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）第十四条第一項第一号ただし書の規定に基づき、知事が別に定める場合は、次のとおりとする。

令和七年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

区域に東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第十五条第一号に掲げる屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場合で、規則別表第二の十三の項中欄に定める禁止事項一から四までに抵触せず、かつ、表示面積（規則第十二条第一項第四号に掲げる広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示面積を含む。）の合計が二十平方メートル（学校及び病院に係る広告物等については、五十平方メートル）以下であるとき。

附 則

この告示は、令和七年四月六日から施行する。

◎ 東京都告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

小平市

二 都市計画事業の種類及び名称

小平都市計画駐車場事業小平第一号

三 事業施行期間

令和七年三月二十五日から令和十一年六月三十日まで

四 事業地

取用の部分

なし

◎ 東京都告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係面は、令和七年三月二十五日から起算して二

百号）第十五条第一号に掲げる屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場合で、規則別表第二の十三の項中欄に定める禁止事項一から四までに抵触せず、かつ、表示面積（規則第十二条第一項第四号に掲げる

広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示面積を含む。）の合計が二十平方メートル（学校及び病院に係る広告物等については、五十平方メートル）以下であるとき。

令和七年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の住所及び氏名

武藏村山市本町一丁目一番地の一 武藏村山市

二 事業施行期間

令和七年三月二十五日から令和十六年三月三十一日まで

三 施行地区

武藏村山市榎二丁目及び大南一丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称

立川三・四・十七号沿道整備街路事業

五 事務所の所在地

武藏村山市本町一丁目一番地の一

六 施行認可の年月日

令和七年三月二十五日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所に掲示する。

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

別図

都道調布経堂停車場線区域変更略図

世田谷区上祖師谷五丁目地内

一般国道

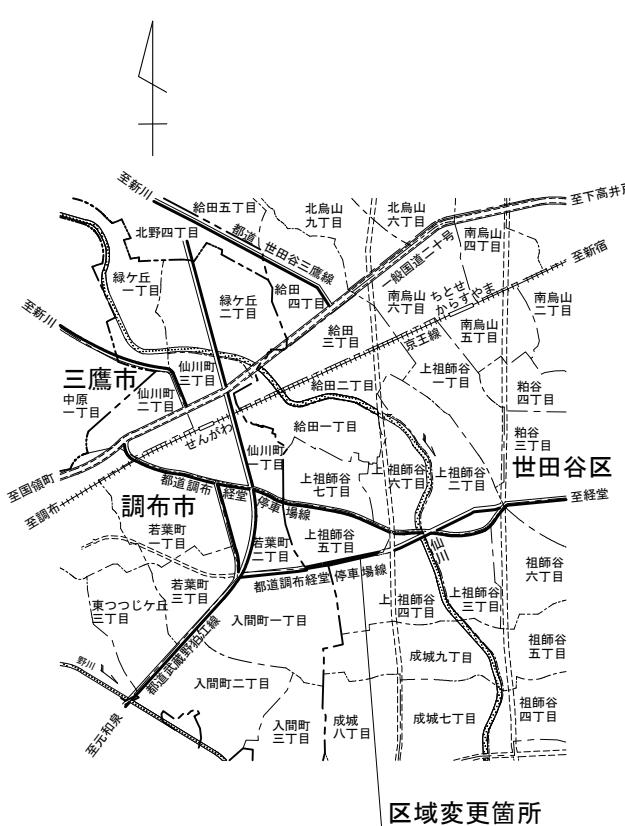
都道
特別区道・市道

計画線
編入区域
延積面積
六、〇一九・〇六平方メートル

都道

特別区道

市道



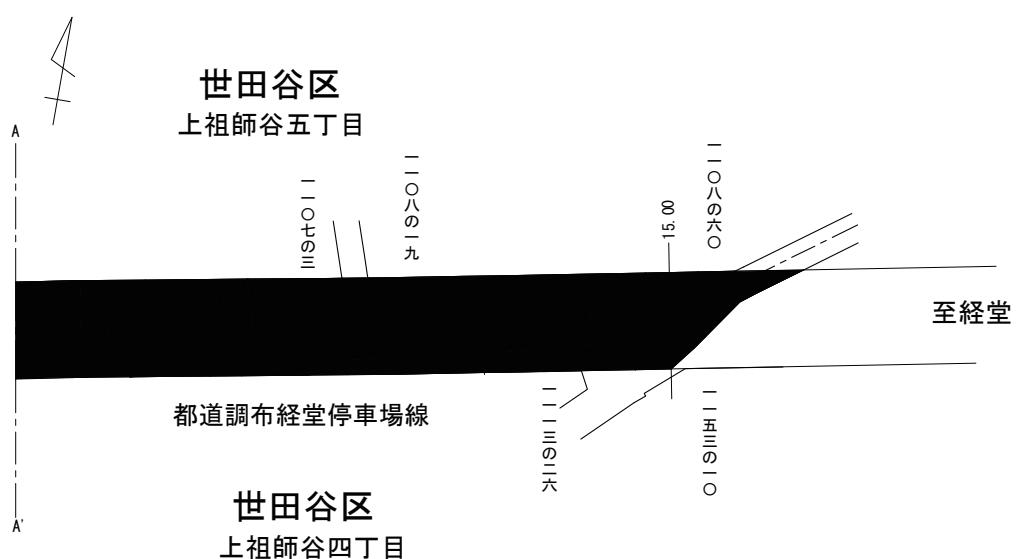
区域変更箇所

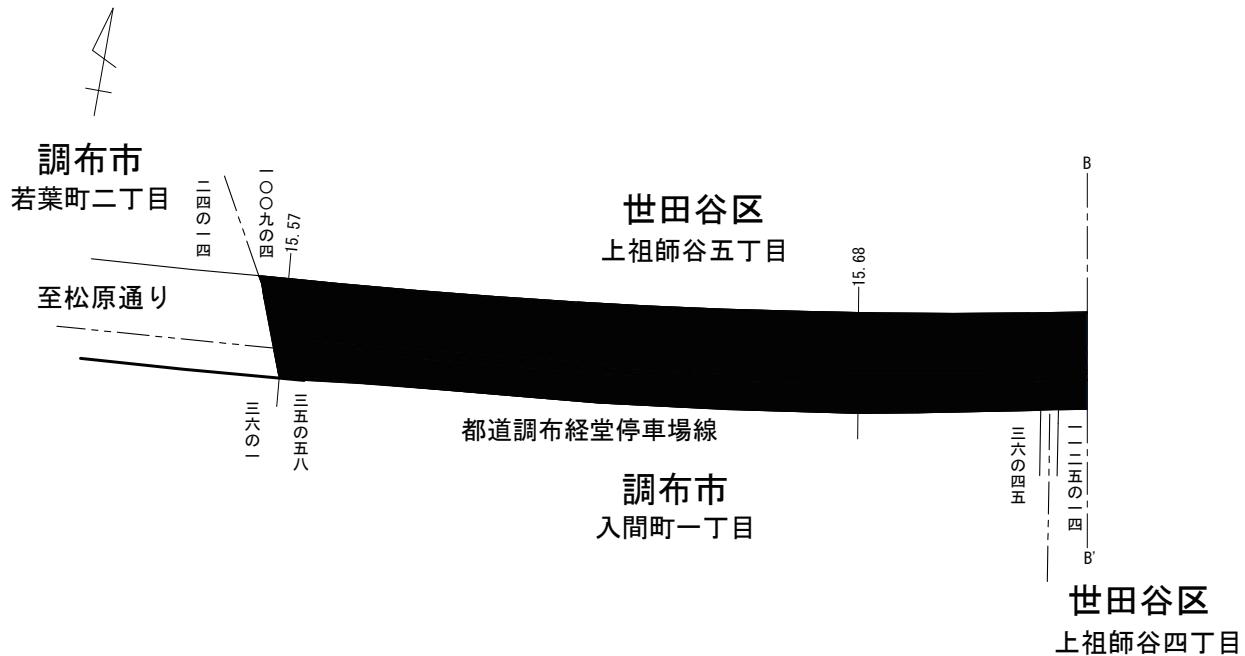
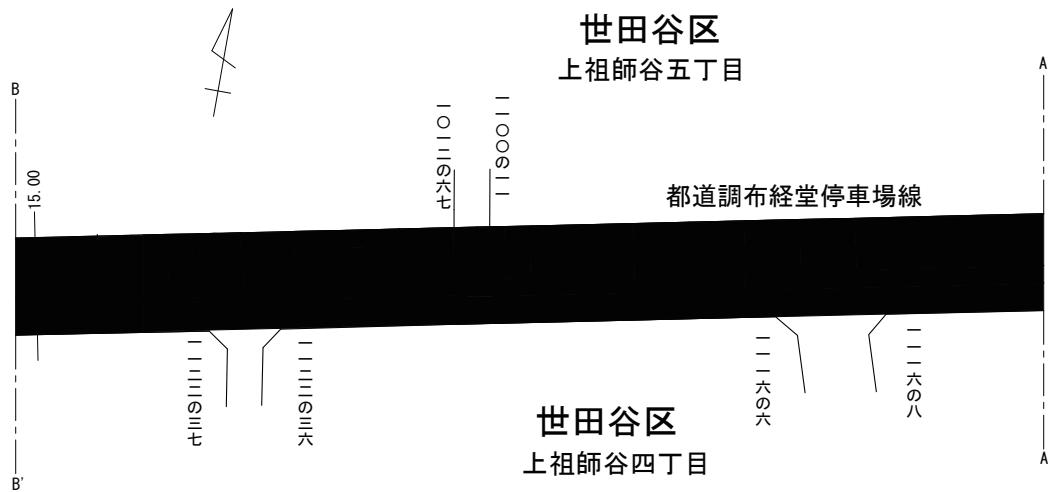
一路線名
二 変更の区間

調布経堂停車場
世田谷区上祖師谷五丁目千百八番六十地
内から同所千九番四地内まで

調布経堂停車場

三 変更の概要
別図表示のとおり





● 東京都告示第三百五十五号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
令和七年三月二十五日

一路線名 東京都知事 小池百合子
都道環状八号線

二 指定する区間
大田区鶴の木一丁目四百七十七番一地先
から同区北嶺町四十六番二十二地先まで
別図表示のとおり

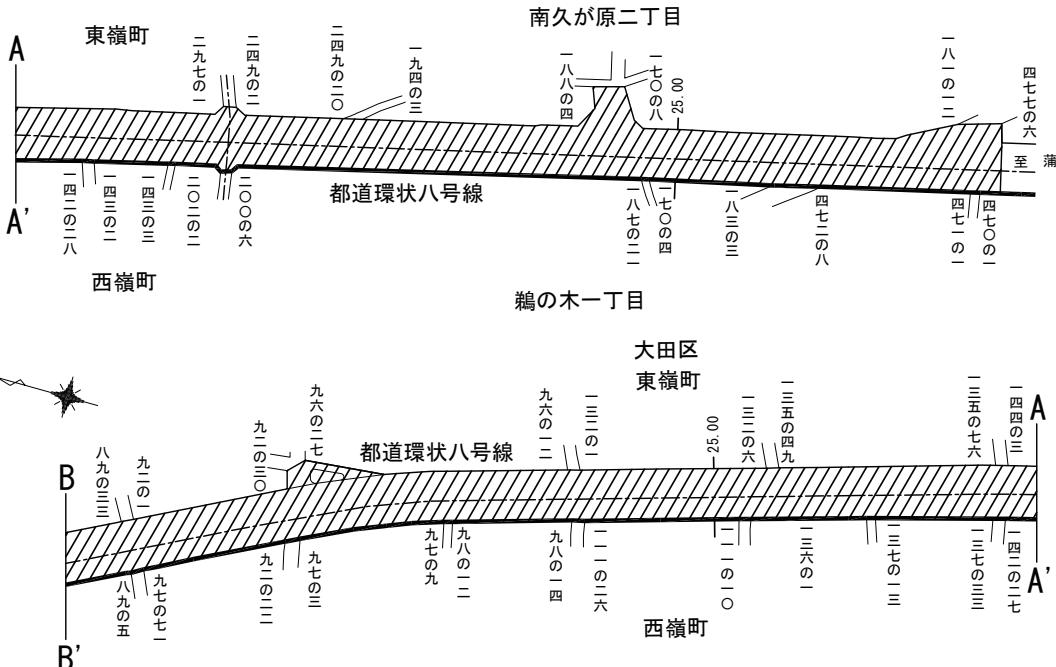
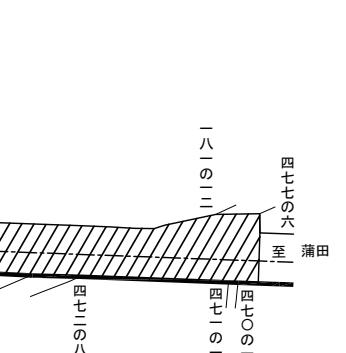
別図

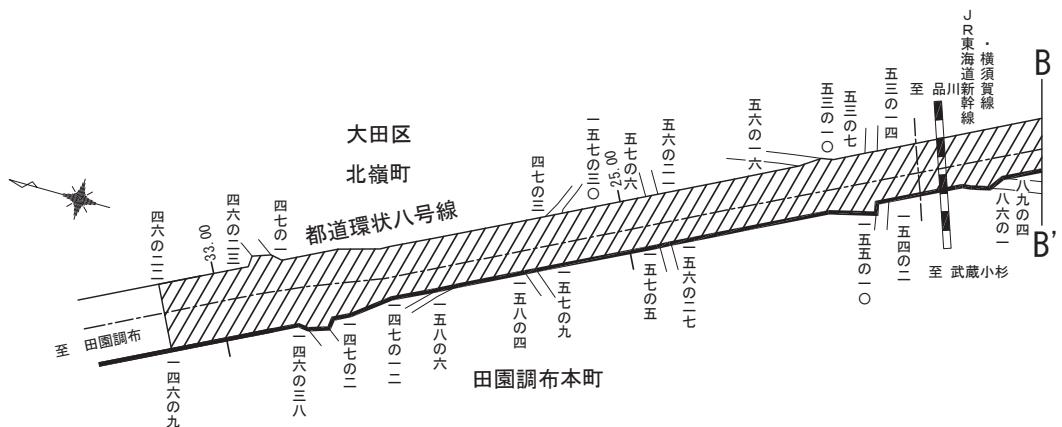
都道環状八号線を整備すべき道路の指定略図

大田区鶴の木一丁目～北嶺町

都道
特別区道
指定区間

延長 一、三九三・〇〇メートル
(電線共同溝予定名称 環状八号・十六号)





規則（教）

東京都教育職員免許状再授与審査会規則を公布する。

令和七年三月二十五日

● 東京都教育委員会規則第一号

東京都教育委員会

東京都教育職員免許状再授与審査会規則

東京都教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、

東京都教育職員免許状再授与審査会（「以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

（委員）

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 その他東京都教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

（委員の除斥）

第五条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

（会議の非公開）

第六条 審査会の会議は、公開しない。

（参考人の出席）

第七条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の参考人に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第八条 審査会の庶務は、東京都教育庁において処理する。（会長への委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示（選）

● 東京都選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十一条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都新宿区第三支部、自由民主党東京都目黒区第十七支部、自由民主党東京都目黒区第十九支部、自由民主党東京都大田区第七支部、自由民主党東京都世田谷区第3支部、

自由民主党東京都杉並区第一支部、自由民主党東京都杉並区第二十一支部、自由民主党東京都荒川区第六支部、自由

民主党東京都板橋区第二十四支部、自由民主党東京都練馬区第十一支部、自由民主党東京都足立区第三十五支部、自由

民主党東京都江戸川区第四支部、自由民主党東京都八王子市第二十支部、自由民主党東京都町田市第三支部、自由

民主党東京都北多摩第1区支部、自由民主党東京都西多摩第1支部、自由民主党東京都南多摩支部、自由民主党東京都島嶼支部及び都議会自由民主党から訂正の報告があつた

ので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号)の一部を次のように訂正する。

令和七年三月二十五日
東京都選挙管理委員会
自由民主党東京都新宿区第三支部の部1収入総額の項中「8,266,451」を「9,286,451」と、「5,895,209」を「6,915,209」に改め、同部2支出総額の項中「1,416,476」を「2,436,476」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「5,870,000」を「6,890,000」と、「3,600,000」を「4,620,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,320,000」に改める。

自由民主党東京都目黒区第十七支部の部1収入総額の項中「19,289,321」を「19,509,321」と、「8,115,400」を「8,335,400」に改め、同部2支出総額の項中「11,461,285」を「11,681,285」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「8,074,000」を「8,294,000」と、「100,000」を「320,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「100,000」を「320,000」と、「町田市」を「大田区」に改める。

市」を「大田区」に改める。

自由民主党東京都目黒区第十九支部の部1収入総額の項中「11,405,268」を「11,805,268」と、「8,842,400」を「9,242,400」に改め、同部2支出総額の項中「3,873,776」を「4,273,776」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「2,260,000」を「2,660,000」と、「100,000」を「500,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「100,000」を「500,000」と、「町田市」を「大田区」に改める。

自由民主党東京都大田区第七支部の部1収入総額の項中「12,418,543」を「13,528,543」と、「11,827,600」を「12,937,600」に改め、同部2支出総額の項中「12,209,338」を「13,379,338」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「6,650,000」を「7,760,000」と、「1,300,000」を「2,410,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「4,011,278」を「5,121,278」と、「166,727」を「1,276,727」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,410,000」に改める。

自由民主党東京都杉並区第一十一支部の部1収入総額の項中「5,198,826」を「6,338,826」と、「5,079,000」を「6,219,000」に改め、同部2支出総額の項中「194,651」を「1,334,651」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「5,042,000」を「6,182,000」と、「1,300,000」を「2,440,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,440,000」に改める。

自由民主党東京都荒川区第六支部の部1収入総額の項中「10,933,220」を「11,493,220」と、「6,445,639」を「7,005,639」に改め、同部2支出総額の項中「5,152,959」を「5,712,959」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「4,465,000」を「5,025,000」と、「100,000」を「660,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「100,000」を「660,000」と、「町田市」を「大田区」に改める。

自由民主党東京都板橋区第十四支部の部1収入総額の項中「6,667,811」を「7,057,811」と、「6,240,685」を「16,703,400」に改め、同部2支出総額の項中「561,464」を「1,851,464」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「6,120,000」を「7,410,000」と、「1,300,000」を「2,590,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,590,000」に改める。

を「1,851,464」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「6,120,000」を「7,410,000」と、「1,300,000」を

「2,590,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,590,000」に改める。

自由民主党東京都杉並区第一十一支部の部1収入総額の項中「2,302,813」を「3,302,813」と、「1,943,200」を「2,943,200」に改め、同部2支出総額の項中「178,813」を「1,178,813」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,800,000」を「2,800,000」と、「1,300,000」を「2,300,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,300,000」に改める。

自由民主党東京都杉並区第一十一支部の部1収入総額の項中「5,198,826」を「6,338,826」と、「5,079,000」を「6,219,000」に改め、同部2支出総額の項中「194,651」を「1,334,651」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「5,042,000」を「6,182,000」と、「1,300,000」を「2,440,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,440,000」に改める。

自由民主党東京都荒川区第六支部の部1収入総額の項中「10,933,220」を「11,493,220」と、「6,445,639」を「7,005,639」に改め、同部2支出総額の項中「5,152,959」を「5,712,959」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「4,465,000」を「5,025,000」と、「100,000」を「660,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「100,000」を「660,000」と、「町田市」を「大田区」に改める。

自由民主党東京都板橋区第十四支部の部1収入総額の項中「6,667,811」を「7,057,811」と、「6,240,685」を「16,703,400」に改め、同部2支出総額の項中「561,464」を「1,851,464」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「6,120,000」を「7,410,000」と、「1,300,000」を「2,590,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,300,000」を「2,590,000」に改める。

(第18270号)

「6,630,685」に改め、同部2支出総額の項中「92,541」を「482,541」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「5,240,685」を「5,630,685」とし、「100,000」を「490,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超

「都議会自由民主党 都議会自由民主党	100,000 490,000	町田市 大田区	」や 」の名
-----------------------	--------------------	------------	-----------

自由民主党東京都練馬区第十一支部の部2支出総額の項中「7,387,063」を「6,077,063」と、「46,641」を「1,356,641」と改め、同部4支出の内訳の項中「4,834,875」を「3,524,875」と、「3,647,531」を「2,582,500」と、「784,969」を「540,000」に改める。
自由民主党東京都足立区第二十五支部の部1収入総額の項中「13,558,214」を「13,928,214」と、「13,079,000」を「13,449,000」と改め、同部2支出総額の項中「12,884」を「382,884」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「7,851,000」を「8,221,000」と、「100,000」を「470,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「 都議会自由民主党	470,000	大田区	」を
都議会自由民主党	160,000	町田市	」を

自由民主党東京都江戸川区第四支部の部1収入総額の項目中「5,590,000」を「6,150,000」に改め、同部2支出総額の項目中「翌年への繰越額」0」を「翌年への繰越額」560,000」に改め

寄附の総額	250,000
政党匿名分を除く寄附の額	250,000
政治団体からの寄附	250,000
寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）	250,000

（政治団体からの寄附）	（金額）	（事務所の所在地）
都議会自由民主党	250,000	大田区
自由民主党東京都西多摩第1支部の部1収入総額の項中「16,580,000」を「17,650,000」と、「1,300,000」を「2,370,000」と改め、同部の支出総額の項中「14,840,000」を「15,910,000」と改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,300,000」を「2,370,000」と改め、同部の寄附の内訳（年間1万円を超えるもの）の項中「1,300,000」と「2,370,000」に改め。	円	
自由民主党東京都南多摩支部の部1収入総額の項中「9,977,292」を「10,627,292」と、「4,544,000」を「5,194,000」に改め、同部2支出総額の項中「3,892,692」と「4,542,692」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,610,000」を「2,260,000」とし、「190,000」を「840,000」に改め、同部の寄附の内訳（年間1万円を超えるもの）の項中	円	
「 小磯 明 1,000,000 多摩市 」を 「 小磯 明 1,000,000 多摩市 」	円	（政治団体からの （金額） （事務所の所 在地） に改 寄附）
都議会自由民主党 650,000 大田区		

める。

(第18270号)

東京都公報

「19,097,324」に改め、同部2支出総額の項中

「382,884」に改め、同部2支出総額の項中「1,144」を

本年収入額

自由民主党東京都世田谷区第3支部の部1収入総額の項
中「16,176,464」を「17,466,464」に、「561,464」を
「1,851,464」に改め、同部2支出総額の項中「953,164」
を「2,243,164」に改め。

自由民主党東京都江戸川区第四支部の部1収入総額の項
中 「1 収入総額 前年繰越額 5,095,200 0」 を

「16,470,000」を「18,040,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,800,000」を「2,300,000」に改め、同部の資本の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「1,800,000」を「2,300,000」に改める。

を [1,18,415] に含める

〔翌年への繰越額〕

「5,641,142」に改める。

1,140,349] は呑める

原田「19,985,325」を「21,005,325」と、「10,685,168」を

「4,194,533」に改める。

を
[6,690,314] に改める。

「17,169,508」を「18,629,508」に、「2,166,508」を

前年繰越額 76,017,227

を「1,647,379」に改める。

廿「1,012,426」及「1,262,426」之「12,426」及

本集の内訳

即「3,410,041」及「4,720,041」之「46,641」及

を「1,262,426」に改める。

奇附の賦額 政當累多分を除く壹附の額 18,900,000

「1,320,359」に落ちる。

次のように改める。

政治団体からの寄附
18300000

頃廿「9,643,284」を「10,013,284」に、「12,884」を

前年総額
15,910,000

機美誠謹の発行その他之事業による
收入 1,760,000

本年収入額	2,300,000
自由民主党東京都西多摩第一支部の部1収入総額の項 内訳の項中「1,800,000」を「2,300,000」に改め、同部の寄附の内訳 (年間5万円を超へる) の項中「1,800,000」を「2,300,000」に改める。	「16,470,000」を「18,040,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,800,000」を「2,300,000」に改め、同部の寄附の内訳 (年間5万円を超へる) の項中「1,800,000」を「2,300,000」に改める。
「1 収入総額 前年繰越額 前年繰越額	「1 収入総額 前年繰越額 前年繰越額
5,095,200 0 560,000	5,095,200 0 560,000
に改 る。 ぬ、回数2支出総額の項中 (翌年への繰越額) (翌年への繰越額)	に改 る。 ぬ、回数2支出総額の項中 (翌年への繰越額) (翌年への繰越額)
560,000」に改 る。 自由民主党東京都八王子市第10支部の部1収入総額の項中「19,985,325」を「21,005,325」に、「10,685,168」を「11,705,168」に改め、同部2支出総額の項中「9,795,325」を「10,815,325」に改める。 自由民主党東京都町田市第三支部の部1収入総額の項中「17,169,508」を「18,629,508」に、「2,166,508」を「3,626,508」に改め、同部2支出総額の項中「1,381,898」を「2,841,898」に改める。 自由民主党東京都北多摩第一区支部の部1収入総額の項中「1,012,426」を「1,262,426」に、「12,426」を「262,426」に改め、同部2支出総額の項中「1,012,426」を「1,262,426」に改める。 自由民主党東京都西多摩第一支部の部1収入総額の項を次のとおり改める。	「8,854,292」を「9,504,292」に、「3,892,692」を「4,542,692」に改め、同部2支出総額の項中「4,991,142」を「5,641,142」に改める。 自由民主党東京都島嶼支部の部1収入総額の項中「8,156,653」を「10,046,653」に、「2,369,211」を「4,259,211」に改め、同部2支出総額の項中「2,304,533」を「4,194,533」に改める。 都議会自由民主党の部1収入総額の項から3本年収入の内訳の項を以下に改める。 1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 (翌年への繰越額) 3 本年収入の内訳 寄附の総額 政黨匿名分を除く寄附の額 個人からの寄附 政治団体からの寄附 機関紙誌の発行その他の事業による 前年繰越額
1 収入総額 前年繰越額 前年繰越額	1 収入総額 前年繰越額 前年繰越額
18,210,000 15,910,000	18,210,000 15,910,000

